

福島医発第 248 号 (地)

令和 5 年 4 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の
原料となり得る劇物等の適正な管理の徹底について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課並びに同局医薬品
審査管理課、監視指導・麻薬対策課より福岡県保健医療介護部薬務課生産指導
係を通じて、別添のとおり連絡がありました。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理等の徹底については、「爆発物
の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」(令和 4 年 10 月 20 日
付け福島医発第 2029 号 (地)) によりお知らせしております。

本年は、G 7 広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事の開催
が予定されており、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等か
ら入手可能な原料を購入し、インターネット上に散見される有害情報を参考に
して爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されることから、警察庁警備局警
備企画課より、爆発物の原料となり得る化学物質である硫酸、塩酸、過酸化水素、
硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、
ヘキサミン及び硝酸カリウムの 11 品目について、適正な管理と爆発物を使用し
たテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強
化するよう依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますとと
もに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二

会長 島田昇二郎

公印省略

4 薬 第 3 5 0 8 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(薬務課生産指導係)

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の
原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、爆発物を使用したテロ等の発生を未然に防止するため、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤の適正な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等について万全を期す必要があることから、貴会員に対し、周知徹底を図っていただきますようお願いします。

警察庁丁備企発第41号
令和5年3月2日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 殿
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

警察庁警備局警備企画課長



爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）

貴省おかれは、都道府県関係部（局）長等に対して、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」を発出し、薬局開設者等がとるべき措置を周知・指導するなど、爆発物を使用したテロ等の未然防止のための取組を推進されているところであるが、近年においても、依然として、

- 劇物が偽名を用いた一般消費者に販売されていた事案
- インターネットで硝酸カリウムを入手するなどし、黒色火薬を製造した事案
- ホームセンター等において過酸化水素を含有する家庭用製品を入手するなどし、爆発物を製造した事案

等が検挙されている。

本年には、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事の開催が予定されている中、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等から入手可能な原料を購入し、インターネット上に散見される爆発物の製造方法等の有害情報を参考にして、爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されるところである。

ついては、爆発物の原料となり得ることから、警察において近年対策を強化している硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目について、下記のとおり、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう、改めて依頼するので、関係各位に対して周知・指導を徹底するよう、格段の配意をお願いする。

なお、本件については、各都道府県警察本部に対して通知していることを申し添える。

記

- 1 11品目の化学物質（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。また、盗難・紛失事案が発生した場合には、速やかに警察に通報すること。

- 2 11品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。
- 3 11品目のうち、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号。）に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。
- 4 11品目のうち、硝酸カリウムについては、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えること。
- 5 インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にあることから、インターネットにおける取引について、特に、上記1～4の措置を確実に講じること。
- 6 11品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の利用に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。
- 7 上記6に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること（これまで事業者からの通報により、爆発物の製造事案が検挙され、被害が防止された事例がある。）。
- 8 都道府県関係部（局）長等に対して、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること。

薬生総発0303第1号

薬生薬審発0303第1号

薬生監麻発0303第3号

令和5年3月3日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の
適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局警備企画課長より、別添（令和5年3月2日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」）において、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう依頼があったところです。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理等の徹底については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和4年9月26日付け薬生総発0926第1号・薬生薬審発0926第10号・薬生監麻発0926第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等によりこれまで指導及び周知をお願いしてきたところですが、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対して、適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御

留意の上、貴管内関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管内事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本保険薬局協会会長、一般社団法人日本薬局協励会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会会長及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。
 - 1）毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。
 - 2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあっては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。
 - 3）上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。

なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

- 3 インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記2の措置を確実に行うこと。
- 4 例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。
- 5 氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。

販売事業者限り

**爆発物の原料となり得る化学物質を
販売する事業者向けマニュアル
(ver 3.0)**

**令和5年3月2日
警察庁警備局警備企画課作成**

1 爆発物の製造

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等で入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する事件が発生しています。



爆破施設における手製爆発物の爆破実験

近年の手製の爆発物等使用事件の内容

	事件の内容（報道から）
R 4.10	別事件で被疑者の自宅を捜索中、自宅内から 黒色火薬 等を発見した事件。被疑者は、「火薬を自分で作った」、「通販サイトやホームセンターで購入した」と供述。
R 4.8	米国大使館前で警戒警備中の警察官の職務質問により、被疑者が 火薬 を所持していることが判明。被疑者は、「ネットで火薬の作り方を学び、米国大使館に投げ入れるために来た」と供述。
R 4.7	安倍元総理大臣に対する銃撃事件。被疑者は「火薬類の材料はインターネットで購入した」、「農作物の肥料や土を混ぜて 黒色火薬 を作った」と供述。
R 3.5	手製爆発物を使用して、車両を損壊させた事件。火薬は自ら材料を配合し、パイプ爆発物を製造。現場からは 黒色火薬 の成分を検出。
H30.8	大学生が自宅で T A T P を製造し、公園で T A T P を所持するとともに、 黒色火薬 を燃焼させた事件。

黒色火薬

- 火炎、スパーク、高温物体等のわずかな着火源で容易に着火するとともに、衝撃や摩擦等にも鋭敏であり、容易に爆発する。
- 玩具花火にも含まれている。



黒色火薬

T A T P（過酸化アセトン）

- 衝撃や摩擦等の感度が高く、容易に爆発する。
- 海外におけるテロ事件にも使用されている。



TATP（過酸化アセトン）

2 爆発物の原料となり得る化学物質

警察では、過去に国内外の事案で爆発物の原料に悪用されたことがある化学物質11品目を爆発物の原料となり得る化学物質として対策を強化しています。

化学物質11品目の中には、劇物に指定されているものと劇物にされていないものがあります。

また、試薬、肥料等のように11品目を家庭用製品に加工していない状態で販売している製品と、バッテリー、トイレ洗浄剤、漂白剤、消毒液、除光液、固形燃料等のように11品目を含有している家庭用製品として販売している製品があります。

爆発物の原料となり得る化学物質（11品目）

劇物に指定されている化学物質

	硫酸	塩酸	硝酸	過酸化水素	塩素酸カリウム	塩素酸ナトリウム
カテゴリー① 加工していない製品例	試薬	試薬	試薬	試薬	試薬	試薬 除草剤  ※塩素酸ナトリウムが主成分（劇物）
カテゴリー② 家庭用製品の例	バッテリー及びその補充液 	トイレ洗浄剤 バッテリー及びその補充液 	浴場洗浄剤 トイレ洗浄剤 	漂白剤 消毒液 	マッチ 花火 	花火 

※ 劇物に指定されている化学物質の濃度によって、劇物に該当する製品と該当しない製品があります。

劇物に指定されていない化学物質

	尿素	硝酸カリウム	硝酸アンモニウム	アセトン	ヘキサミン
カテゴリー③ 加工していない製品例	試薬 肥料 	試薬 肥料 	試薬 肥料 	試薬 有機溶剤 	試薬
カテゴリー④ 家庭用製品の例			瞬間冷却剤 	除光液 	固形燃料 

 毒物及び劇物取締法の対象

 肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律の対象

※規制内容は8頁参照

3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

(1) 関係法令の遵守と盗難防止

- ✓ 11品目の化学物質について、関係法令に基づく、譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面の適切な保管等を遵守しましょう。

例：劇物を販売する場合の措置

劇物を販売する時は、譲受人から必要事項を記載した書面等の提出を受けることが法令で定められています。

○ ○ 毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 (法人にあつては その名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名	印
	職業	
	住所	
	備考	

毒物及び劇物譲受書の例

※ 毒物及び劇物取締法の概要については、P 8を参照してください。

- ✓ 売上伝票、販売台帳等についても記録、保管しましょう。
- ✓ 盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底しましょう。
- ✓ 盗難・紛失事案が発生した場合には、警察に通報しましょう。

3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

(2) 販売時における本人確認・使用目的の確認

□ 11品目の化学物質を販売する場合

✓ 購入者の氏名、住所、使用目的の確認をしましょう。

➡ 本人確認は、身分証等により確認しましょう。

➡ 特に、劇物、硝酸カリウムについては、使用目的を合理的・具体的に説明できるか確認しましょう。

(例えば、硝酸カリウムは、農作物の栽培であること等を確認しましょう。)

✓ 購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には販売を差し控えましょう。

□ 11品目の化学物質を含有する家庭用製品を販売する場合

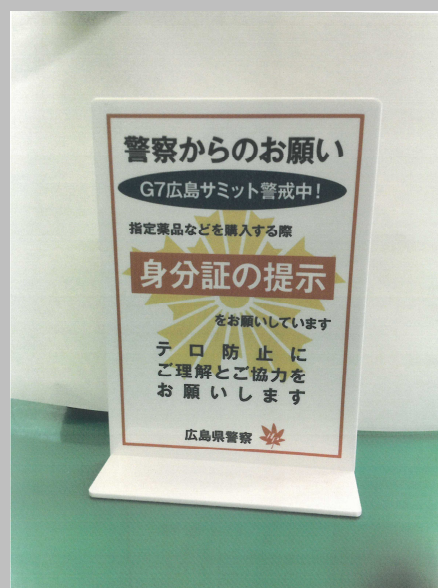
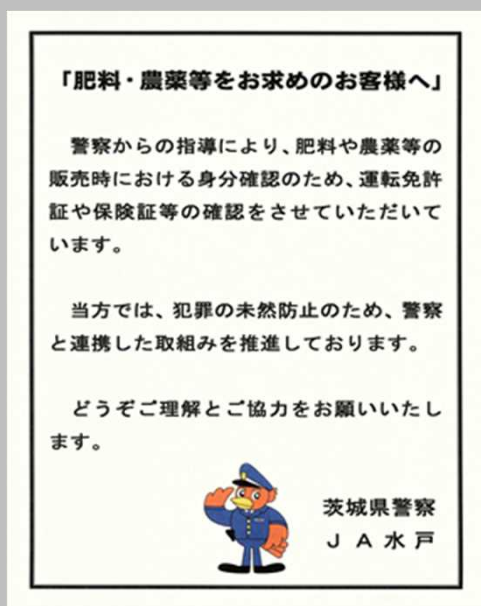
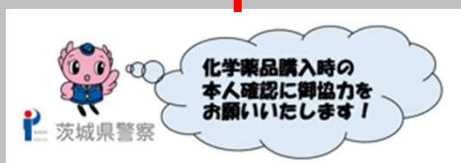
✓ 顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的の確認をしましょう。

※1 特に、過酸化水素を含有する製品を販売する際には、顧客に不審な動向がないか注意しましょう。

※2 不審な動向の着眼点については、3－(3)を参照ください。

3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

取組例①：対面で化学薬品・肥料を販売する場合の本人確認の協力依頼



取組例②：インターネットを利用した取引における措置

- ☐ 身分証の写しの送付による本人確認
- ☐ クレジットカード決済の推奨
- ☐ 使用目的の記入の必須化 等

インターネットサイト上の記載例

- ・ この商品のご購入には、本人確認が必要です。
- ・ ご注文後、「運転免許証等の身分証のコピー」の送付をお願いします。
- ・ 使用目的の具体的な記載をお願いします。

3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

(3) 不審情報の迅速な警察への通報

- ✓ 顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、連絡先、車両ナンバー等）を把握しておきましょう。
- ✓ 不審な動向が認められる場合は、速やかに警察に通報しましょう。
- ✓ 警察の捜査等に協力しましょう。

不審な購入者の着眼点

- ☐ 購入目的があいまい
- ☐ 職業と購入薬品の関連性が全くない又は薄い
- ☐ 複数の薬品を同時又は連続して注文する
例えば、硝酸カリウムと硫黄
過酸化水素とアセトン、ヘキサミン、塩酸、硫酸
- ☐ 初めて来店した客が大量の薬品を注文する
例えば、過酸化水素を含む漂白剤を大量に購入する
- ☐ 電話等で何度も在庫確認してくる
- ☐ 身分証明書の提示を拒否する又は渋る
- ☐ 周囲を気にして落ち着きがなく言動が不審

インターネット通販購入者の不審点の着眼点

- ☐ 実験・研究用の法人等向け販売品に対する個人での購入希望
- ☐ 大量購入や頻繁購入
- ☐ 入力フォーム上の指定項目に入力しない
- ☐ 電話番号やメールアドレス等に連絡がつかない

不審な顧客に対する確認項目

確認項目	確認して頂きたい項目	可能なら確認して頂きたい項目
外見	人相・身長・体格・服装	☐ 声や話し方等の特徴 ☐ 個人を特定できる特徴
交通手段	徒歩・自転車・バイク・車	☐ 退店時の進行方向 ☐ 車種（形）・塗色・ナンバー
本人確認	氏名・連絡先（電話番号）	☐ 住所（一戸建て、マンション）、職業 ☐ 身分証の写し（コピー）
購入希望品目	11品目・希望量	☐ これまでの購入歴（いつ・何を） ☐ 販売店の選定理由
購入目的	できるだけ詳細	☐ 納得できるまで確認 ☐ 劇物であれば保管方法

4 着眼点の具体的なイメージ

- ☐ 購入目的があいまい
 - 一般人が使用しない劇物について、在庫や取り寄せ販売について問合せがあった。
 - 通常想定される用途・目的とは異なる理由で、塩酸の注文を受けた。
 - 「業務で使用する」と硫酸の購入をしつこく申し込む。
 - 繰り返し目的を確認しようとしても、「友人に頼まれた」と説明するのみで、明確に目的が説明できなかった。
- ☐ 職業と購入薬品の関連性が全くない又は薄い
 - 中学生風の男の子から「塩酸を買いたい」と言われた。
 - 大学生から「実験の授業で使用するために買いたい」と言われた。
- ☐ 複数の薬品を同時又は連続して注文する
 - 同じ人が同じ理由で短期間に複数回購入した。
 - 複数の薬品を同一機会に購入した。
 - 初めてのお客さんから硫酸等複数の薬品の問合せがあった。
- ☐ 初めて来店した客が大量の薬品を注文する
 - 初めて見るお客さんが10本以上の除草剤を購入した。
 - 初めて見るお客さんが塩酸500mlを3本購入した。
 - 「急いでおり、注文数に足りなくても、あるだけでいい」と言われた。
 - 初めてのお客さんに「硝酸カリウムを大量に買いたい」と言われた。
 - ホームセンターに来店したお客さんに「在庫のアセトンを全て買いたい」と言われた。
 - 「消毒液12本を買いたい」と注文があった。
- ☐ 電話等で何度も在庫確認してくる
 - 同一人物から系列の複数店舗に在庫確認の問合せがあった。
 - 電話の相手に使用目的を確認しようとしたところ、氏名等を名乗らず一方的に電話を切断了。
- ☐ 身分証明書の提示を拒否する又は渋る
 - 身分確認をしようとしたら、怒りだした。
 - 身分証のFAXが送られてこない。
- ☐ 周囲を気にして落ち着きがなく言動が不審
 - 周囲を気にしながら、落ち着きがなかった。
 - 接客を拒み、質問をしてもあいまいな返答しかなかった。
- ☐ その他
 - 県外からのお客さんが劇物を購入した。
 - これまでの購入歴と比べて、突然購入量が増えた。
 - 譲受書に記載された住所がいつも違う。
 - 爆発物の製造を意図する言動があった。

毒物及び劇物取締法の概要

- 販売の際は、譲受人から必要事項を記載した書面の提出を受け、これを5年間保存しなければなりません。
- 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウムは、身分証により確認しなければなりません。
- 18歳未満や、麻薬・覚醒剤中毒者等には交付してはいけません。
- 盗難、紛失、漏洩、浸出した場合は、警察署に直ちに届け出なければなりません。
- 毒劇物の販売は、販売業の登録を受けなければなりません。
- 販売等を行うためには取扱責任者を置かなければなりません。
- 盗難、紛失、漏えい、浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。
- 劇物の容器等には、「医薬用外」の文字及び「劇物」の文字を表示しなければなりません。

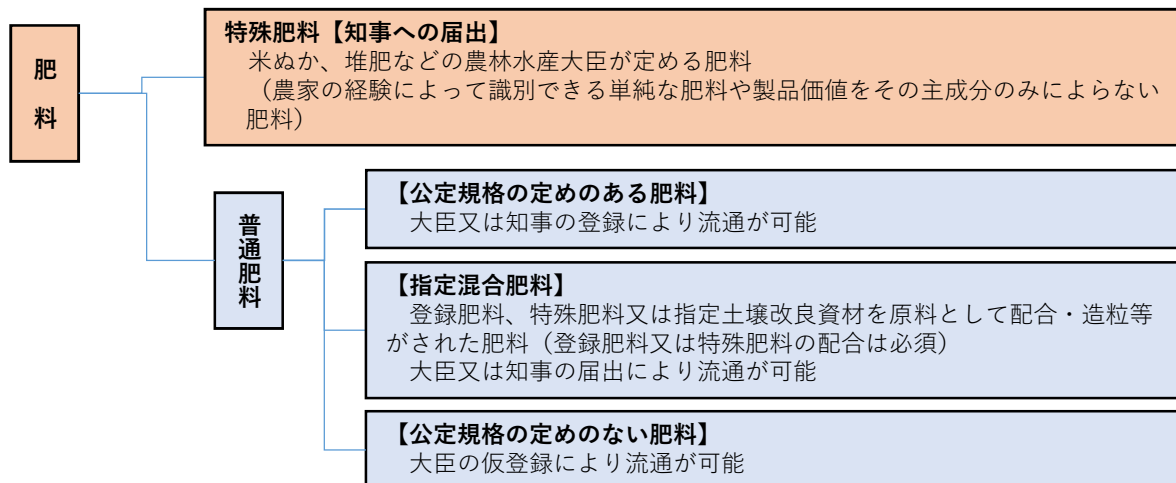
毒物及び劇物譲受書	
毒物又は劇物	名称
	数量
販売又は譲与の年月日	
譲受人	氏名
(法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)	職業
	住所
備考	

毒物及び劇物譲受書

※ 詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

肥料の品質の確保等に関する法律の概要

○ 肥料の区分



- 肥料販売業者の届出等
肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を開始した後2週間以内に、事業場のあ
る都道府県知事ごとに、届出を行う必要があります。
- 肥料販売業者等が遵守する事項
肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する
帳簿を備付け、生産業者、輸入業者、販売業者に販売したときは、その名称、数量、年月
日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載する必要があります。

※ 詳細は、農林水産省のホームページをご確認ください。